

平成 2 7 年第 2 回（2 月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年2月10日(火)  
開 会 10時00分 閉 会 11時07分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室3

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第5号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 平成27年度吉富町耕耘料等利用料の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成27年第2回2月総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さん、お忙しい中また昨日今日とお寒い中ご出席いただきまして、有難うございます。立春とは名ばかりの寒い日が続いておりますが、皆さんお身体に気をつけられてください。 それでは、ただいまから平成27年第2回2月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には守口委員、土屋委員のお二人を指名いたします。

<p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入ります。「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今回4箇所の案件のようです。事務局より順次説明をお願いします。</p> <p>2ページをご覧ください。「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番地1 田 326㎡  譲渡人：中津市○○○○番地 T. Y(持分1/2)  中津市○○町○○番地○ T. H(持分1/2)  譲受人：中津市耶馬溪町大字柿坂○○○番地○○  H. K(持分1/50)  中津市大字牛神○○番地○ N. K(持分49/50)  転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 74.00㎡  (その他議案内容朗読及びP3からP9説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
<p>賀部委員</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。先月も転用申請がありましたように現在はこの近隣は新興住宅地となっており、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われます。</p>
<p>是木会長</p>	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。  ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>瀬口委員</p>	<p>譲受人の持分はどのように決まったのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>融資証明の関係でなったのではないかと思われます。</p>
<p>是木会長</p>	<p>他に発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>ございませぬようでしたら、議案第4号-1については承認することにご異議はございませぬか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、議案第4号-1に関しては承認することと決まします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第4号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に番号2の説明です。再度2ページをご覧ください。この案件は、この農地4筆を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地1：吉富町大字楡生176番地6 田 584㎡  譲渡人：吉富町大字楡生○○○番地○ M. T  申請農地2：吉富町大字楡生177番地1 田 1,296㎡</p>

	<p>譲渡人：北九州市小倉北区篠崎〇丁目〇〇番〇〇号 Z. Y  申請農地3：吉富町大字楡生178番地1 田 1, 111 m<sup>2</sup>  申請農地4：吉富町大字楡生178番地4 田 9. 03 m<sup>2</sup>  譲渡人：東京都墨田区緑〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号  〇〇ハイツ O. J  合計 2, 973. 03 m<sup>2</sup>  譲受人：中津市中殿町〇丁目〇〇番地の〇  F/F(株) 代表取締役 K. J  転用理由：建売分譲住宅9棟  (その他議案内容朗読及びP10からP16説明)  平成26年9月の農振除外会議で除外申請(宅地転用)がなされ、平成26年12月に県よりの許可が下りている案件です。  農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。  それでは、地元委員の樋口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。  ただ今の事務局の説明のとおりでございます。建売分譲住宅9棟の転用計画です。排水については、合併浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われまして。秋口から建売分譲を始めるということなので、今後を確認したいと思っております。  樋口委員並びに事務局より説明がありました。  ただ今より質疑を受けたいと思っております。発言のある方は挙手お願いします。  南側道路は里道を含めて6mなのか？  南側道路は、一部里道を含めて6mで町へ寄附採納の手続きを進めています。南側道路の真ん中から西側については里道を除いた部分を敷地延長で対応する計画となっておりますので、里道に工作物をしないよう建設係が指導もしています。  9棟建売分譲住宅だが排水はどの水路に流れるのか？  基本は真ん中のほ場整備へ向かう水路と、東側の水路の流す計画となっております。  ほ場整備の水路は、水路幅も狭くまた麦の作付もあるが今後は大丈夫なのか？  全棟が合併浄化槽となるので、地元の改良区理事さんも問題がないと承諾されていますが、本委員会で問題があると判断されるのであれば、東側排水路のみへ排水させるという条件を附することは出来ません。  建設係の方にも、道路側溝を含めて寄附採納の計画となっておりますのでその様に指導をしてもらいます。</p>
是木会長	
樋口委員	
是木会長	
高原委員 事務局	
高原委員 事務局	
高原委員 事務局	

若山委員 事務局 若山委員 事務局	<p>そうした場合、既存の暗渠で排水断面は大丈夫なのか？ 現地の確認はしていませんので確認します。</p> <p>仮に建売分譲住宅 9 棟が建った場合、排水断面がとれない場合どうするのか？</p> <p>現地を確認して断面がとれない場合は、現在の計画で真ん中に横断暗渠を計画していますので、その分を東側水路に持ってきてもらうよう指導したいと思います。</p>
井上委員	<p>ほ場整備の農地は、極力家庭排水等が流れない様に守ってもらいたい。</p>
若山委員 事務局	<p>排水については、事務局で確認して対応してもらえれば問題ないと思う。</p> <p>最善の方法は、東側水路へ排水を流すことなので建設係と協議して指導したいと思います。</p>
是木会長 各委員 是木会長	<p>他に発言のある方は挙手お願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ございませんようでしたら、議案第 4 号－ 2 については、東側水路へ排水を流すという条件を附して、承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第 4 号－ 2 に関しては条件を附して承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第 4 号－ 3 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号 3 の説明です。再度 2 ページをご覧ください。この案件は、この農地を娘さんへ使用貸借権設定の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津 2 9 9 番地 5 田 4 9 0 m<sup>2</sup>  譲渡人：吉富町大字小犬丸〇〇番地〇 O. H  譲受人：豊前市大字赤熊〇〇〇番地〇 O. S  転用理由：一般住宅(木造二階建) 1 棟 建築面積 7 3. 3 5 m<sup>2</sup>  (議案内容朗読及び P 1 7 から P 2 3 説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第 1 種住居専用地域」内の農地であることから第 3 種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長 守口委員	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p> <p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、排水についても、公共下水道で処理するという事ですので、問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>守口委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>

各委員 是木会長	(質疑なし) ございませんようでしたら、議案第4号-3については承認することにご異議はございませんか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、議案第4号-3に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第4号-4について事務局より説明をお願いします。
事務局	次に番号4の説明です。再度2ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。 申請農地：吉富町大字広津311番地1 田 1, 243㎡ 譲渡人：東京都杉並区阿佐谷北〇-〇-〇 M. E 譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 Y I. T 転用理由：直江県営住宅建替えによる代替地造成 平成26年9月の農振除外会議で除外申請(宅地転用)がなされ、平成26年12月に県よりの許可が下りている案件です。 農地区分については、300m以内に吉富駅があることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。
是木会長	それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします
守口委員	ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地を造成して旧橋畔クラブ用地と同じ高さに造成して県営住宅を建設する計画ですが、隣地の承諾もあり、排水についても、公共下水道で処理するということですので、問題ないと思われます。
是木会長	守口委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。
各委員 是木会長	(質疑なし) ございませんようでしたら、議案第4号-4については承認することにご異議はございませんか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、議案第4号-4に関しては承認することと決めます。 これにより「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」番号2は条件を附して4箇所とも承認することとします。
事務局	続きまして、「議案第5号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。 「議案第5号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」です。これは、5条申請に向けての除外申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。 31ページをお開きください。 土地の所在：吉富町大字別府654番 田 500㎡

	<p>計画変更の目的：一般住宅1棟 (他資料内容朗読説明)</p> <p>昨今5条転用許可が頻繁に出されている今吉地区であり、本委員会では「第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という事で転用やむなしの意見をつけている地区です。以上説明しました判定が想定される案件でありますのでその辺を考慮のうえご審議ください。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。議案5号の案件についてご意見をいただきたいと思います。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手お願いします</p>
豊田委員	<p>この田んぼと西側の田んぼは自分が耕作しているが、西側の県道からの乗り入れが急で危険なので、新たに乗入れを作ってもらえるようお願いしている。</p>
事務局	<p>申請地の北側は、乗入れ用の通路を計画している。</p>
若山委員	<p>南側が開いているのはなぜか？</p>
事務局	<p>申請人は乗入れを除いて全部除外をしたいが、農林の除外係との事前現地確認で、個人住宅の場合500㎡までとなっているので今回500㎡で申請が出ている。ただし、造成は乗入れを除いて残り全部をして駐車場等で利用する計画となっている。</p>
高原委員	<p>農林転用係との協議では、必要性が認められれば500㎡を超えても可能との回答をもらっているの、今後農林と協議して、2月27日の除外会議までには位置及び面積を確定させる予定です。</p>
事務局	<p>県の判断で500㎡までとなったら、転用申請時には分筆しなければいけないのか？</p>
若山委員	<p>転用申請書類には登記簿謄本が必要となりますので、分筆登記をしなければなりません。</p>
事務局	<p>北側の乗入れも分筆するのか？</p>
是木会長	<p>分筆して個人の農地として残す計画です。県の判断で500㎡を超えても良い場合は、乗入れ分のみ分筆となる予定です。</p>
各委員	<p>他に発言のある方は挙手お願いします。</p>
是木会長	<p>(質疑等なし)</p>
各委員	<p>それでは、議案第5号につきまして、県の判断にもよりますが、除外に特段の問題なしということで、書面としては「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で除外については、支障ないものと認めるとの意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p>
是木会長	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第5号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思います。</p>

事務局	<p>それでは、次に「議案第6号 平成27年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。</p> <p>事務局説明お願いいたします。</p> <p>2月5日開催の吉富町耕耘料等利用料協議会にて審議いただいた平成27年度案の承認を願いたく上程しています。</p> <p>(P37から議案、利用料(案)について朗読説明)</p> <p>今回協議会の中で色々なご意見もありましたが、麦の刈取脱穀料を上毛町と同じにし、その他については前年度と同様でということになりました。よろしくご審議ください。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。議案6号の案件についてご意見をいただきたいと思えます。案件についてご意見はございませんか発言のある方は挙手お願いします</p> <p>(質疑なし)</p>
各委員 是木会長	<p>それでは、議案第6号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
各委員 是木会長	<p>では、「議案第6号 平成27年度吉富町耕耘料等利用料」については承認することと決めます。</p> <p>ご承認いただいた「耕耘料等利用料」については3月号広報、町のホームページ及び農家に回覧でお知らせしたいと思います。</p> <p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。4件の報告です。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>41ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。今回4件あります。</p> <p>番号1の案件は、NさんとGさんの永小作の解約です。耕作者のNさんが高齢で耕作できなくなったための解約です。</p> <p>番号2の案件ですが、MさんとOさんの3年間の利用権です。貸手の都合(5条転用申請)による合意解約です。</p> <p>番号3の案件ですが、NさんとTさんの6年間の利用権です。貸手の都合(1筆は5条転用申請)による合意解約です。</p> <p>最後に番号4の案件ですが、OさんとMさんの3年間の利用権です。貸手の都合(5条転用申請)による合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p> <p>(質疑なし)</p>
各委員 是木会長	<p>では、次にその他の項目「農業委員会総会日程の年間計画について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>総会の開催日・公開である旨の周知をするための事前に年間計画を決定するためのものです。原則毎月25日締め切りの翌月の10</p>

<p>是木会長</p>	<p>日総会を基本とし、休日の場合は締め切りを休日明け、総会は休日前の日としています。また月曜日が吉富フォーユー会館の休館日となっていますので、その場合も休日の前の日としています。</p> <p>なお、12月と1月は事務局及び県の事務処理の都合で設定しています。計画としては是非これで願えればと考えています。前月の総会時に再度確認をいたしますので、欠席多数が想定される場合については、臨機応変対応したいと考えています。</p>
<p>是木会長</p>	<p>委員の皆さんそういうことでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p> <p>(各地区内での情報交換)</p>
<p>高原委員 是木会長</p>	<p>来年度農業共済理事について</p> <p>その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、3月10日(火)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、これをもちまして平成27年第2回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">11時07分 閉会</p>